

令和8年9月15日

第2回青森県障がい者施策推進協議会

資料1－1

新条例の制定について

青森県健康医療福祉部障がい福祉課

第1回協議会でいただいた御意見等の条例骨子案への反映状況

項目	頁	骨子案の変更内容
2 定義 1 障がい者	4	【変更前】障がい及び社会的障壁により 【変更後】障がい、 <u>障がいに伴う医療的ケア</u> 及び社会的障壁により
3 基本理念	6	【変更前】…権利を有することを踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 【変更後】…権利を有することを踏まえるとともに、 <u>障がい者の意思決定に当たっては本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行いながら支援することとし、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。</u> ※障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案に対応
3 基本理念(6)	6	【変更前】必要な情報を円滑に取得し、利用することができるよう、 【変更後】必要な情報を円滑に取得し、利用すること及び <u>コミュニケーション手段の選択</u> ができるよう、
5-(1)生活環境の充実 iv	14	【変更前】ヘルプマーク装着者その他 【変更後】ヘルプマーク等装着者その他

第1回協議会でいただいた御意見等の条例骨子案への反映状況

項目	頁	骨子案の変更内容
5-(2)③情報アクセシビリティの保障等 タイトル	15	【変更前】情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実 【変更後】情報アクセシビリティの保障並びにコミュニケーション手段の充実及び選択の保障
i	15	【変更前】利用することができるよう、情報通信技術を選択し活用する機会の拡大等による情報発信及び情報アクセシビリティの保障の充実を図る 【変更後】利用すること及びコミュニケーション手段を選択することができるよう、情報通信技術を活用する機会の拡大等により情報発信を行うとともに、情報アクセシビリティの保障並びにコミュニケーション手段の充実及びその選択の保障を図る
5-(2)⑤医療等を要する障がい者への支援 ii	17	【変更前】県は、医療的ケア児や重症心身障害児等とその家族が 【変更後】県は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が ※医療的ケア児支援法改正法（R8.7.31公布、R9.4.1施行）の内容を反映
5-(2)⑧障がい者スポーツの推進 i	18	【変更前】県民が障がい者スポーツに親しみ 【変更後】県民が共に障がい者スポーツに親しみ

※障がい者スポーツの表記について

スポーツ基本法の改正に伴い、「全国障害者スポーツ大会」は「全国パラスポーツ大会」に名称が変更されることとなっていますが、その施行は令和13年1月1日となっています。よって、本条例においてもそのタイミングで「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」に変更することについて法規担当所管課と協議いたします。

条例の骨子案

1 目的

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共にきらめくことのできる青森県づくりを推進するため、障がい及び障がい者に対する理解の促進並びに障がい者の自立や社会参加の推進に関する基本理念を定め、県、事業者、県民、障がい者関係団体の責務と役割を明確にするとともに、関連する施策の基本事項を明らかにすることを目的とする。

条例の骨子案

2 定義（その1）

1 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障害者手帳の交付の有無や年齢によらず、障がい、**障がいに伴う医療的ケア**及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

2 障がい児

1 8歳未満の障がい者（医療的ケア児や重症心身障害児を含む。）をいう。

3 事業者

営利か非営利かを問わず、又は法人格の有無を問わず、経済的・社会的な活動を行う者をいう。

4 障がい者関係団体

障がい者とその家族の自立や社会参加、地域でのくらしの向上などを目的として活動する当事者団体、家族会、支援団体その他の団体をいう。

条例の骨子案

2 定義（その2）

5 社会的障壁

障がい者が日常生活や社会生活を送るときに、妨げになる社会のしくみや制度、慣行、考え方などをいう。

6 合理的配慮の提供

行政機関等及び事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障がい者から「社会的障壁を取り除いて欲しい」旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることをいう。

7 建設的対話

事業者等が合理的配慮の提供に当たって、障がい者と対話を重ねるなど、共に解決策を検討していくことをいう。

8 情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

9 インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組みのことをいう。

条例の骨子案

3 基本理念

障がいのある人もない人も共にきらめく青森県づくりは、障がいの有無にかかわらず、全ての人がかけがえのない個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを踏まえるとともに、**障がい者の意思決定に当たっては本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行いながら支援することとし、**次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 社会は多様な特性を持つ人々で構成されていることについて認識し、障がい及び障がい者に関する理解を県全体で深めること。
- (2) 障がいを理由に差別することもされることもない社会をめざすこと。
- (3) 全ての障がい者が、自らの意思によって社会、経済、スポーツ、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (4) 全ての障がい者が、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- (5) 全ての障がい者が、災害時に安全かつ安心な避難生活が確保されること。
- (6) 全ての障がい者が、必要な情報を円滑に取得し、利用すること**及びコミュニケーション手段の選択**ができるよう、情報通信技術の活用機会の拡大及び周知等が図られること。
- (7) 障がい者を支える全ての家族が、地域から孤立することなく、安心して生活できる環境が確保されること。
- (8) 障がい児を育てる全ての家族が、地域から孤立することなく、安心して子育てができる環境が確保されること。

条例の骨子案

4 各主体の責務・役割（その1）

（1）県の責務

- ① 市町村の協力を得て、障がい及び障がい者に対する県民の理解の促進並びに障がい者の自立や社会参加に向けた施策を実施しなければならない。
- ② 障がい福祉サービスを提供する事業者（以下「障がい福祉サービス事業者」という。）が障がい者の尊厳を重んじた業務を遂行できるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行わなければならない。
- ③ 障がい児が健やかに成長できるよう、市町村による保健、医療、福祉、保育、教育等の各分野の連携体制の整備を支援する施策を実施しなければならない。
- ④ 障がい者が家族との死別等、家族の支援を得られなくなった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で尊厳を持って自立した生活を継続できるよう、必要な施策を実施しなければならない。
- ⑤ 事業主として法定雇用率を遵守するとともに、障がい者の雇用促進と従事業務の多様化に努めなければならない。

条例の骨子案

4 各主体の責務・役割（その2）

(2) 事業者の責務

- ① 障がいを理由とする差別により、障がい者の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ② 障がい者に対しサービスを提供するとき、障がい者又はその家族等（当該障がい者の家族や介助者等本人を補佐する者を含む。以下同じ。）が、社会的障壁を取り除くため、当該障がいの特性に応じた工夫や環境設定を求めたときは、合理的な配慮の提供を行わなければならない。
- ③ 県が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策に協力するよう努めなければならない。
- ④ 従業員が一定数以上の規模の事業主である事業者は法定雇用率を遵守するとともに、すべての事業者は障がい者の雇用促進と従事業務の多様化に努めなければならない。
- ⑤ 障がい福祉サービス事業者は、法令等を遵守し、適正な事業運営を行い、利用者である障がい者がかけがえのない個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう努めなければならない。

条例の骨子案

4 各主体の責務・役割（その3）

（3）県民の責務

- ① 障がいを理由とする差別により、障がい者の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ② 障がい及び障がい者について積極的に関心と理解を深めるとともに、県が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策に協力するよう努めなければならない。
- ③ 障がい者又はその家族等が当該障がいに起因して生活上の困難さや不便さを感じていると見受けられたときは、当該障がい者の意思を尊重しながら必要な対応を行うよう努めなければならない。
- ④ 障がい者が安心安全な生活を送ることができるよう日常において適切な配慮及び協力を行うよう努めなければならない。

（4）障がい者関係団体の役割

障がい及び障がい者に対する県民の理解を深めるための啓発を行うとともに、県、市町村及び他の障がい者関係団体が実施する障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組に協力するものとする。

条例の骨子案

5 障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現に向けた施策・取組

- (1) 障がい及び障がい者に対する理解促進等に向けた施策・取組
 - ① 障がい及び障がい者に対する理解の促進及び普及啓発に関する施策・取組
 - ② 障がいを理由とする差別の禁止及び差別の解消に関する施策・取組
 - ③ 合理的な配慮の提供に関する施策・取組
- (2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組
 - ① 生活支援の充実に関する施策・取組
 - ② 生活環境の充実に関する施策・取組
 - ③ 情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実に関する施策・取組
 - ④ 災害時における支援に関する施策・取組
 - ⑤ 医療等を要する障がい者への支援に関する施策・取組
 - ⑥ 教育の支援体制の整備及び充実等に関する施策・取組
 - ⑦ 雇用及び就労の促進に関する施策・取組
 - ⑧ 障がい者スポーツの推進に関する施策・取組
 - ⑨ 文化芸術活動の推進に関する施策・取組

条例の骨子案

5－(1) 障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する施策・取組（その１）

① 障がい及び障がい者に対する理解の促進及び普及啓発に関する施策・取組

県は、障がい及び障がい者に対する理解と関心が全ての県民の間で深まるよう、障がいのある子どもとない子ども、障がいのある人とない人、異なる障がいを持つ人同士等が共に活動し交流する機会を提供するとともに、障がいに関する知識の普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

② 障がいを理由とする差別の禁止及び差別の解消に関する施策・取組

- i 県はすべての障がい者とその家族が障害を理由とする差別により権利利益を侵害されることなく、安心して暮らすことができるよう、県民及び事業者の理解を深めるための普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。
- ii 県は、障がいを理由とする差別に関する障がい者とその家族からの相談に的確に応ずることができるよう、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

条例の骨子案

5－(1) 障がい及び障がい者に対する理解促進等に関する施策・取組（その２）

③ 合理的な配慮の提供に関する施策・取組

- i 全ての行政機関及び事業者は、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮の提供を的確に行うため、あらかじめ自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。
- ii 全ての行政機関及び事業者は、障がい者又はその家族等から社会的障壁を取り除くための対応を求められたときは、建設的対話に努めるとともに、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態等に応じて合理的な配慮の提供を行うものとする。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その１）

① 生活支援の充実に関する施策・取組

- i 県は、障がい者の福祉に係る施策の拡充、障がい者に対する福祉サービス及び相談支援の充実その他必要な支援を行うものとする。
- ii 県は、障がい者の福祉に係る事業に従事する人材の育成及び資質の向上を図るため、情報の提供、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。
- iii 県は、市町村その他の関係機関の協力を得て、障がい者に対する虐待等の防止に関し、障害福祉サービス提供事業者等への啓発及び研修を行うものとする。
- iv 県は、障がい児の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援するものとする。
- v 県は、医療的ケア児、重症心身障がい児、発達障がい児等専門的支援が必要な障がい児及びその家族への支援のため、地域における連携体制を強化するものとする。
- vi 県は、障がい福祉サービス事業者が、適正なサービスを提供し、また高い倫理観をもって事業を運営できるよう、必要な指導及び監督を行うものとする。
- vii 県は、障がい児が入所する施設において、障がいの特性に応じた環境の提供に加え、できる限り家庭的環境の中で養育されるよう支援するものとする。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その2）

② 生活環境の充実にに関する施策・取組

- i 県及び事業者は、全ての障がい者が安全で安心して暮らし、自由に移動し、地域の様々な活動に参加することができるよう、建物、道路、交通機関その他の生活環境のバリアフリー化等を進めることにより、福祉のまちづくりと生活環境の充実に取り組むものとする。
- ii 県民及び事業者は、障がい者の安全な歩行を確保するため、点字ブロックの上やその付近に物を放置するなど、その機能を妨げる行為をしないものとする。
- iii 県民及び事業者は、障がい者とその家族等の移動の安全を確保するため、青森県おもいやり駐車場をはじめとする障がい者等用駐車場の適正な利用に努めるものとする。
- iv 県民は、駅、道路、商業施設等において、車いす使用者、白杖携行者、補助犬同伴者、ヘルプマーク等装着者その他障がい者であることが推測される者等の近くを通行する際は、その安全な移動に十分配慮し、必要に応じて声を掛け、又は道を譲る等の思いやりをもった行動に努めるものとする。
- v 県民は、公共交通機関の優先席、多目的トイレ、多目的エレベーターその他障がい者等のために設けられた施設・設備を尊重し、それらの円滑かつ適正な利用を妨げないよう努めるものとする。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その3）

③ 情報アクセシビリティの保障並びにコミュニケーション手段の充実及び選択の保障に関する施策・取組

- i 県は、障がい者が必要な情報を円滑に取得し、利用すること及びコミュニケーション手段を選択することができるよう、情報通信技術を活用する機会の拡大等により情報発信を行うとともに、情報アクセシビリティの保障並びにコミュニケーション手段の充実及びその選択の保障を図る施策を講ずるものとする。
- ii 意思疎通手段の利用や習得の促進、意思疎通手段を利用した情報の発信及び意思疎通支援者等の養成等については、「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例（R2.3.27 県条例第3号）」及び「青森県手話言語条例（R2.7.6 県条例第33号）」の定めるところによる。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その4）

④ 災害時における支援に関する施策・取組

- i 県は、市町村その他の関係機関の協力を得て、災害その他非常の事態(以下「災害時等」という。)の場合において、障がい者とその家族等に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保するよう努めるものとする。
- ii 県は、災害時等における障がい者とその家族等の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成を行うものとする。
- iii 県は、市町村が医療的ケア児及び重症心身障害児を含む避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、又は見直すことができるよう、必要な支援に努めるものとする。
- iv 県は、災害時等に障がい者とその家族等が必要に応じて福祉避難所等に避難できるよう広域的な調整を行うため、平時から市町村と情報共有するものとする。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その5）

⑤ 医療等を要する障がい者への支援に関する施策・取組

- i 県は、医療、介護、リハビリテーションを要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。
- ii 前項の支援の実施に当たっては、医療、福祉、保健、教育その他の関係分野に従事する者は、一層の多職種連携に努めるものとする。
- iii 県は、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族が安心して在宅生活を送ることができるよう必要な支援を行うものとする。

⑥ 教育の支援体制の整備及び充実等に関する施策・取組

- i 県は、市町村の協力を得て、障がい及び障がい者に対する理解並びに社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進するものとする。
- ii 障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備及び一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図り、インクルーシブ教育システムの実現に向けた支援体制の整備及び充実努めるものとする。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その6）

⑦ 雇用及び就労の促進に関する施策・取組

- i 県は、障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じた適切な職業に従事することができるようにするため、障がい者の多様な働き方の推進及び就労機会の拡大に向けた必要な施策を講ずるものとする。
- ii 県は、関係機関と連携し、障がい者の雇用と就労に関する事業者の理解を深めるとともに、障がい者の雇用と就労を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

⑧ 障がい者スポーツの推進に関する施策・取組

- i 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に障がい者スポーツに親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者スポーツの振興その他必要な施策を講ずるものとする。
- ii 県は、障がい者が障がい者スポーツに参加する機会の拡大に努めるとともに、障がい者スポーツの指導者の養成および資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

条例の骨子案

5－(2) 障がい者の自立や社会参加に向けた施策・取組（その7）

⑨ 文化芸術活動の推進に関する施策・取組

- i 県は、障がいの有無にかかわらず、県民が共に文化芸術活動に親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、障がい者の文化芸術活動の振興その他必要な施策を講ずるものとする。
- ii 県は、障がい者が文化芸術活動に参加する機会の拡大に努めるとともに、障がい者が文化芸術活動に参加するために必要な施策を講ずるものとする。

6 その他

(1) 取組推進主体等への県の支援

県は、障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現を目指す活動を行う事業者、県民、障がい者関係団体及び市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(2) 財政上の措置

県は、障がいのある人もない人も共にきらめく青森県の実現に向けた施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。